

太子町長 北 川 嘉 明 様

太子町行財政審議会

会長 門 田 善 二



特別職の給料及び報酬の見直しについて（答申）

平成 25 年 10 月 22 日付け太総務第 641 号にて貴職から諮問のあった標記の件について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致をもって次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1 はじめに

特別職の給料及び報酬については、平成 10 年 4 月 1 日付けで、当時の特別職報酬等審議会の答申による改定以降見直しが実施されておらず、本町の財政状況及び社会経済情勢等に鑑みて、現在の水準が適正であるかについて検証する必要があるため、次のとおり審議を行った。

2 審議経過

本審議会では、事務局より提出された資料に基づいて慎重な審議を行った。

(1) 本町の財政状況及び社会経済情勢等による検証

本町の財政状況について、その判断の指標となる健全化判断比率を検証すると、平成 24 年度決算において黒字が確保されている。また、実質公債費比率及び将来負担比率ともに、県内 41 市町の中で中位程度の割合ではあるが、前年度と比べて改善しており健全化が図られている。

しかしながら、今後の財政見通しにおいては、消費税率の引き上げによる地方消費税交付金の増大は見込まれるものの、歳入の根幹である町税については、国の経済対策による税収への効果は不透明であり、増大を見込めない状況である。今後、少子・高齢化社会の進行に伴い社会保障関連の扶助費等の一層の増大が見込まれている。

一方、社会経済情勢について、政府は、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」（いわゆるアベノミクス）を一体として推進し、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を最優先課題とした経済財政運営と改革への取り組みをスタートしたところである。また、内閣府の平成 25 年 10 月月例経済報告において、「景気は、緩やかに回復しつつある。」として、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現する中で、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復へ向かうことが期待されるが、海外景気の下振れが我が国の景

気を下押しするリスクとなっている状況にあり、今後の情勢に注視が必要である。

特別職の職務は、複雑かつ高度で多様化する行政需要の増加や地方分権の進展に伴い益々重要となっているため、その職責に見合った給料及び報酬が必要と思われるが、現在の町の財政状況及び社会経済情勢から総合的に判断して、給料及び報酬の額を引き上げるべき状況ではなく、他団体の動向等との均衡を図るべきである。

(2) 一般職の給与について

一般職の給与について、本町は民間給与実態調査で算出した官民比較に基づく人事院勧告を基本に改定が行われており、その時々物価変動、経済・雇用等の情勢に応じて適正化が図られている。

(3) 町長、副町長及び教育長の給料について

平成 25 年 4 月 1 日現在の本町と県内類似団体 3 町（猪名川町、稲美町及び播磨町 以下「類似 3 町」という。）の町長、副町長及び教育長の給料月額を比較すると、現行条例に規定する額については、本町は類似 3 町の平均との均衡が図られている。しかしながら、各自治体が独自の判断によって実施している時限的な減額措置について、類似 3 町においては、町長、副町長及び教育長のすべてにおいて実施されているが、本町においては、町長公約により町長のみ 20%の減額措置を実施している一方で、副町長及び教育長においては未実施であることにより、町長と副町長の実質的支給給料において不均衡が生じている状況である。

また、類似 3 町の減額措置後の平均と比較した場合、町長については、本町の減額率が高いため、実質的支給給料は類似 3 町を下回っているが、副町長及び教育長の実質的支給給料は、いずれも高い水準となっている。類似 3 町や近隣市町等において、厳しい財政状況等を踏まえた減額措置がなされている現状において、本町においても均衡を図り適正な支給水準となるよう調整する必要があると考える。

(4) 非常勤特別職等の報酬額について

類似 3 町及び西播磨地域の近隣市町と比較したところ、選挙長、選挙立会人、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人及び審議会委員等の一般的な非常勤特別職等に係る報酬額が、本町は高い支給水準にあり、均衡を図る必要があると考える。

上記以外の非常勤特別職等の報酬額については、類似 3 町及び西播磨地域の近隣市町との均衡が図られており据え置くことが適当であると考えます。

3 結論

(1) 町長、副町長及び教育長の給料月額について

町長、副町長及び教育長の給料月額については、下記のと通りの額とすることが適当である。

ただし、現在実施されている町長公約に基づく減額措置については、引き続き尊重することとする。

	条例上の現行月額 (円)	答 申	
		改定額 (円)	改定率 (%)
町 長	890,000	△133,500	△15
副町長	730,000	△73,000	△10
教育長	675,000	△54,000	△8

(2) 非常勤特別職等の報酬額について

下記非常勤特別職等の報酬額については、以下のとおりの額とすることが適当である。

また、下記以外の非常勤特別職等の報酬額については、据え置くことが適当である。

		条例上の現行額 (円)		答 申	
				改定後の額 (円)	改定額 (円)
選挙長		日額	13,400	11,200	△2,200
選挙立会人		日額	12,700	10,100	△2,600
投票 管理 者	投票所	日額	13,400	12,900	△500
	期日前投票所	日額	13,400	12,300	△1,100
投 票 立 会 人	投票所	日額	13,000 (途中交替： 従事時間× @1,000)	11,200	△1,800
	期日前投票所	日額	13,000 (途中交替： 従事時間× @1,000)	10,900	△2,100
開票管理者		日額	13,400	11,200	△2,200
開票立会人		日額	12,700	10,100	△2,600

委員 その他	委員長	日額	9,800	8,600	△1,200
	委員	日額	9,300	8,400	△900

(3) 附帯意見

先行き不透明な社会経済情勢等に対応し、特別職の給料及び報酬の額について、定期的に見直しを実施することとする。

また、監査委員について、学識経験者と議会選出者の報酬額が同額であることについては、一考されたい。

以 上